

聴覚障害児支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、医療、保健、福祉、教育の機関が連携を強化するとともに、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は埼玉県（以下「県」という。）とする。

2 県は、この事業の実施を社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に委託して行うものとする。

(実施内容)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の事業を試行的に実施する。

(1) 聴覚障害児支援に関する協議会の設置

保健・医療・福祉・教育の関係者等による協議会を設置し、地域の実情に応じた聴覚障害児の支援体制の整備及び連携のあり方などについて検討する。

(2) 聴覚障害児支援に関する関係機関との連携会議の設置

聴覚障害児支援に関わる諸機関の実務者レベルでの連携を強化するため、保健・医療・福祉・教育の各分野の実務者が意見交換をする場を設置する。

(3) 家族支援の実施

聴覚障害児を持つ保護者の支援及び不安解消のため、電話及び来所による相談を行い、人工内耳、補聴器、手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

(4) 巡回支援の実施

聴覚障害児が利用する保育園、幼稚園、小学校（聴覚支援学校）等を訪問し、職員等が適切な支援が行えるよう、助言・指導を行う。

(5) 聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員が、聴覚障害児の支援方法を習熟する機会を設けるための研修会を開催する。

(職員の配置等)

- 第4条 事業の実施に当たっては、事業を担当する専任の職員（以下「担当職員」という。）を2名配置するものとする。
- 2 担当職員は、聴覚障害児の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者とする。
 - 3 担当職員は、その職務を遂行するに当たっては、聴覚障害児及び保護者その他の関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た聴覚障害児及び保護者その他の関係者の秘密を漏らしてはならない。
 - 4 事業団は、担当職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た聴覚障害児及び保護者その他の関係者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - 5 担当職員は、この事業の目的に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(事業の周知)

- 第5条 事業団は、地域の聴覚障害児及び保護者その他の関係者が相談支援を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

(苦情解決等)

- 第6条 事業団は、その提供した相談支援等に関する聴覚障害児及び保護者その他の関係者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業団は、その提供した相談支援等に関し、埼玉県が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は県の職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに聴覚障害児及び保護者その他の関係者からの苦情に関して県が行う調査に協力するとともに、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(委託料等)

第7条 この事業の委託料については、県が予算の定める額の範囲内で支弁するものとする。また、配置する担当職員が2名に満たない場合、配置した人数に応じた額を支払うものとする。

(指導、監督)

第8条 県は、事業団に対し、この事業が適切かつ効果的に実施されるよう指導、監督するものとする。

(報告)

第9条 事業団は、別に定めるところにより、県に対して事業の実施状況等について報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。